

平成30年度第2次補正予算「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金」の間接補助事業の公募予告について

平成31年2月22日
経済産業省
商務情報政策局
情報産業課

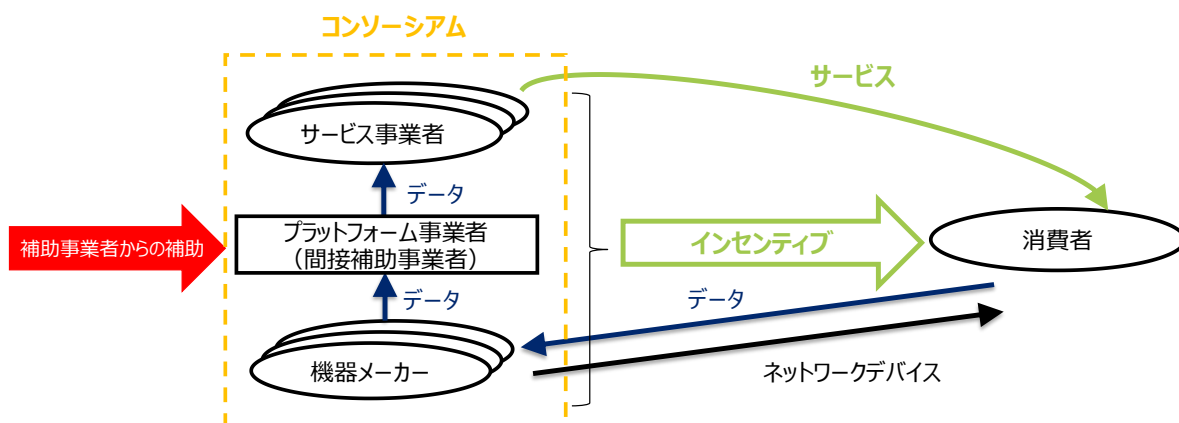
平成30年度第2次補正予算「生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業費補助金」については、補助事業者（執行団体）である一般社団法人環境共創イニシアチブを通じて、以下の要領で広く募集を行う予定です。

本予告は、より多くの事業者の皆様へ、広く本事業を活用していただくために、補助事業者の交付決定前に補助要件等を周知することにより、事業者の皆様へ本事業への理解を深めていただくとともに、本事業への提案・申請について御検討いただくための期間を長く確保することを目的として行うものです。

なお、正式な公募において、補助要件等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

1. 事業イメージ

本事業は、下記のような事業を想定しており、消費者が本事業の対象サービスとの利用契約を行った場合、コンソーシアム参画事業者が消費者にインセンティブを付与する取組に対して、補助事業者が当該インセンティブの費用負担を軽減するための費用の一部を補助します。



(1) プラットフォーム事業者とは

2社以上の機器メーカーと2社以上のサービス事業者と連携し、2.(2)に該当するネットワークデバイスを通じて得られる消費者の2.(3)に該当する生活データを収集・管理・分析し、当該サービス事業者に提供するための機能(データ連携プラットフォーム)を有する事業者。

※機器メーカー及びサービス事業者とともに構成するコンソーシアムの幹事者として、補助事業者から間接補助金を受ける事業者。

※なお、コンソーシアム参画事業者としては、プラットフォーム事業者・サービス事業者・機器メーカーの他、消費者の生活データを取り扱う事業者や、消費者に対する2.(4)に該当するインセンティブの提供に関する事業者とする。

(2) サービス事業者とは

消費者に対し、2.(1)に該当する対象サービスを提供する事業者。

(3) 機器メーカーとは

2.(2)に該当するネットワークデバイスを提供する事業者。

(4) 消費者とは

サービス事業者が提供する2.(1)に該当する対象サービスと利用契約を行う者であり、当該サービスのエンドユーザー又は当該サービスの契約者が指定した者。

2. 用語の定義

(1) 対象サービス

ネットワークデバイスから収集した生活データを活用した家事負担軽減(家事の時間を短縮・創出)に資するサービスとする。ただし、サービスの有償・無償は問わない。

(2) ネットワークデバイス

消費者が主に宅内で使用する機器であって、主たる機能が役務(生活データの取得以外)を持ち、かつ、消費者の生活データを自動又は手動(併用含む)によって取得することができ、家庭外のネットワークに当該生活データを直接又は間接的に送信できる機能を有するもの。

なお、汎用センサー単体や取得した生活データを家庭外のネットワークに中継するもの、スマートフォンやパーソナルコンピュータ、タブレット機器は除く。

(3) 生活データ

ネットワークデバイスが取得する対象サービスの消費者に紐づく行動情報や宅内情報、行動、生体などのデータ。

<例>

生体情報 : 体温、血圧、心拍、体重、筋肉量・体脂肪、体組成、画像(顔・肌・口腔・体等)

活動量情報 : 歩数、運動量、睡眠状態

行動情報 : 移動、位置、視聴履歴、操作履歴、趣味嗜好

宅内情報 : 機器稼働情報、温度、湿度、空気質、照度、電力使用量、ドア開閉

(4) インセンティブ

消費者が対象サービスとの利用契約を行った場合に、機器メーカー・プラットフォーム事業者・サービス事業者のいずれか又は全部より、消費者に提供される商品と交換可能なポイントや機器・サービスの値引き等のメリット。

3. 間接補助事業者（プラットフォーム事業者）の要件

本事業の補助対象者は、次のすべての要件に該当する者に限ります。

なお、プラットフォーム事業者の幹事者以外の機能の一部又は全部を委託することは可能とします。

- (1) コンソーシアム参画事業者における幹事者として、当該コンソーシアムの事業者及びインセンティブ等の全体管理を行うこと。
- (2) 2社以上の機器メーカー※とのデータ連携（クラウド、近距離無線等）により、ネットワークデバイスから収集される消費者の生活データを集約できること。ただし、集約したデータから機器メーカーを特定できない場合は、機器メーカーとしてカウントできない。

※留意事項

- ① サービス事業者やプラットフォーム事業者がOEMやODM等により他社からネットワークデバイスを調達する場合は、当該ネットワークデバイスを調達した事業者を機器メーカーとしてカウントする。
 - ② 宅内のネットワークデバイスから収集される生活データが、それを束ねる機器（例：ホームコントローラー）経由でプラットフォーム事業者に収集される事業モデルにおいて、プラットフォーム事業者がネットワークデバイスの機器メーカーを特定できる場合に限り、その特定できる機器メーカーの数を本事業における機器メーカーとしてカウントする。
- (3) 2社以上のサービス事業者に対し、収集・管理・分析した生活データの一部または全部を提供できること。ただし、1つのサービス提供において複数事業者が関与する場合であっても、サービス事業者としてのカウントは1社となる。
 - (4) 収集・管理・分析した生活データを他の事業者へ提供できる機能（APIの定義、データ提供の具体的手法等）を有すること。
 - (5) 消費者が対象サービスを選択・契約・利用することや機器をネットワークに接続すること等において、「プライバシー確保」や「使いやすいユーザーインターフェースの実現」に関して、コンソーシアムに参画する事業者間で連携し、工夫する内容を申請時に記載した上で、事業終了時にその効果分析を報告すること。
 - (6) 本事業期間終了後も、本事業を通じて収集した生活データは、データの直接の利用目的が学術研究である場合であって、かつ、大学や研究機関などの申請主体が合

理的な費用を負担するとした場合には、匿名加工した上で原則提供すること。合わせて、消費者に対してはそうした利用の可能性があることを共有すること。

(7) 本事業の目的を踏まえ、今後の事業者間の連携を促すため、WEB-APIの公開やデータの価値を高める工夫（例：データの高次化）に努めること。

4. 補助要件

(1) 対象サービスに関する考え方

- ① 平成33年3月末まで対象サービスが継続する計画であること。
- ② 事業期間中、一定期間、消費者が対象サービスの利用契約を行っており、且つ消費者の生活データを継続して提供していること。

(2) インセンティブに対する補助の考え方

- ① 消費者が提供されたインセンティブの内容を認識できるようにすること。また、消費者へ提供したインセンティブの内容（項目・金額など）を示す証拠書類（エビデンス）を用意すること。
- ② 間接補助事業者が、直接、消費者にインセンティブを提供する場合、間接補助事業者の実際の支出によって実費弁済することができる経費を補助対象とする。
※例えば、インセンティブが自社製品・サービスの値引きの場合は、値引き分の原価を証明できる場合には補助対象とするが、自社ポイントの発行の場合は、実費弁済ができないことから補助対象外とする。
- ③ 間接補助事業者以外のコンソーシアム参画事業者が消費者にインセンティブを提供する場合、間接補助事業者は、コンソーシアム参画事業者が消費者に提供したインセンティブの証拠書類（エビデンス）を確認した上で、当該コンソーシアム参画事業者が請求する金額を支払うことにより、補助対象となる。
- ④ 同一のサービスにおいて、同一人物へ提供したインセンティブに対する補助対象となるのは利用契約1件につき1度までとする。

(3) 補助率・補助上限額

- ① 補助率：2/3以内
- ② 補助上限額：10,000円

5. セキュリティ要件

本事業に関わる事業者（コンソーシアムに参画する企業）のうち、消費者の生活データを取扱う事業者は、次の対応をしてください。

原則、ISO/IEC 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を対象サービスに関し取得していること。又は、情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査（保証型監査）を受け、対象サービスに関し十分なセキュリティ措置が講じられていると評価された監査調書を取得すること（対象サービス提供開始

日の6ヶ月前以内に取得したものに限り有効)。ただし、認証未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時 期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証等取得の意志の表明
本事業終了時	認証等取得

なお、事業終了時までにはやむを得ず認証等の取得ができない場合はこの限りではない。この場合、当該事由を補助事業者の説明するとともに、認証等の取得後、速やかに補助事業者へ報告すること。

※情報セキュリティ監査企業台帳（2019年2月6日版）

http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/is-kansa/download/is-kansa2018_190206.xls

※ISO/IEC 27001又は情報セキュリティ監査人のセキュリティ監査（保証型監査）の申請・取得状況は適宜報告を受けた上で、補助事業者のホームページで公表する。

6. 個人情報保護に関する要件

原則、本事業に関わる事業者（コンソーシアムに参画する企業）のうち、消費者の生活データを取扱う事業者は、JIS Q 15001（個人情報保護）の認証を取得していること。ただし、認証未取得の場合、下表のスケジュールにおさまるように進めること。

時 期	各事業者の状態
間接補助事業の申請時	認証取得の意志の表明
本事業終了時	認証取得

なお、やむを得ない理由により、事業終了時までには認証取得ができない場合はこの限りではない。この場合、当該事由を補助事業者の説明するとともに認証取得後、速やかに補助事業者へ報告すること。

※JIS Q 15001の申請・取得状況は適宜報告を受けた上で、補助事業者のホームページで公表する。

7. データカタログの公開

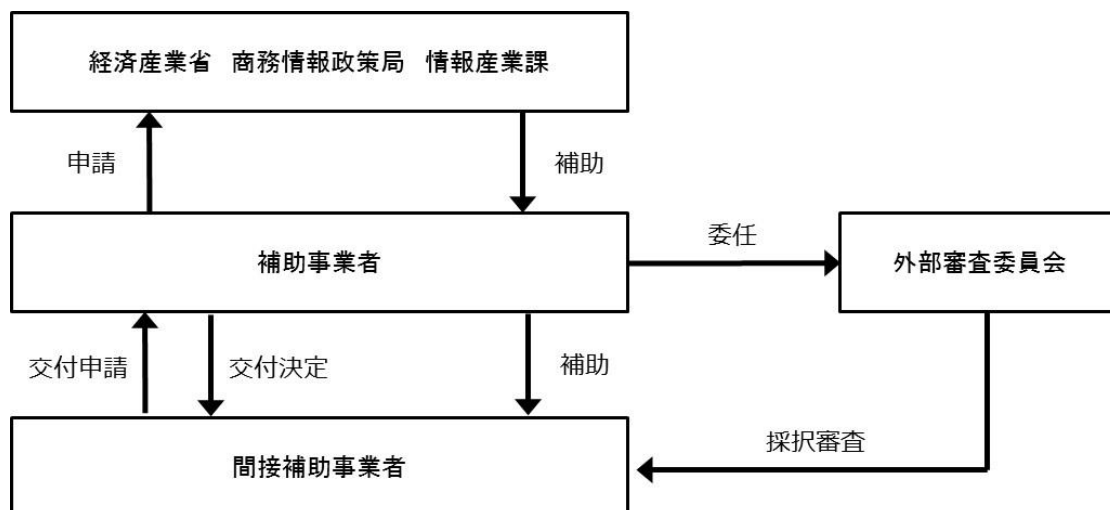
機器メーカー及びプラットフォーム事業者は、データカタログ※を作成し、一般公開すること。

※データカタログとは

データの分類、略形式等を「検索するためのメタ（属性）データ」をデータの種類ごとにまとめたもの。データそのものを一覧にしたものではない。データカタログの詳細については、平成31年3月11日に開催される経済産業省「スマートライフ分科会」にて方針が決定するため、後日、補助事業者より記入様式・公開場所を伝達する。

8. 事業スキーム

本事業は、下記のようなスキームで実施します。補助事業者は本事業の実施に際して、外部の有識者から構成される外部審査委員会を設置した上で、間接補助事業者の採択審査に関する業務を行います。



9. 公募開始時期

3月上旬（予定）

10. 問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

担当：長本、藤原

TEL：03-3501-6944

FAX：03-3580-2769

E-MAIL：Cyber-Physical@meti.go.jp